

報告第 2 2 号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 5 3 年 1 2 月 2 2 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により、専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

交野市長 黒 田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 16 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 164,000 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 2 年 10 月 27 日
- 4 事 案 概 要 令和 2 年 9 月 8 日（火）午後 1 時 34 分頃、交野市星田 5 丁目 11 番 3 号付近において、JR 星田駅南側ロータリーから市道星田 1 号線に出る際、北東から車両が来た為に公用車を後退させたところ、後方不注意により後続の相手方車両と接触し、相手方車両を損傷させたもの。
- 5 そ の 他
- |         |           |
|---------|-----------|
| 相手方修理費等 | 164,000 円 |
| 対物共済保険額 | 164,000 円 |
| 市持出額    | 0 円       |

令和 2 年 10 月 27 日

交野市長 黒 田 実